

改正食品衛生法による新たな営業許可申請手数料

【施行日】令和3年6月1日

業種	手数料額 (円)	業の範囲
1 飲食店営業	新規 16,000	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業
	更新 12,800	
	短期 4,000	
	臨時 2,000	
2 調理の機能を有する自動販売機	新規 9,600	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
	更新 7,680	
3 食肉販売業	新規 9,600	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業
	更新 7,680	
4 魚介類販売業	新規 9,600	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売（小売・仲卸）する営業
	更新 7,680	
	短期 2,400	
5 魚介類競り売り営業	新規 21,000	魚介類市場で鮮魚介類を競り売り等による取り引きにより販売する営業
	更新 16,800	
6 集乳業	新規 9,600	生乳を集荷し、これを保存する営業
	更新 7,680	
7 乳処理業	新規 21,000	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳を製造（小分け含む）する営業
	更新 16,800	
8 特別牛乳搾取処理業	新規 21,000	牛乳を搾取し、特別牛乳に処理する営業
	更新 16,800	
9 食肉処理業	新規 21,000	食用に供する目的で鳥若しくは獣畜をとさつ・解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割・細切する営業
	更新 16,800	
	短期 3,500	
10 食品の放射線照射業	新規 21,000	食品に放射線を照射する営業
	更新 16,800	
11 菓子製造業	新規 14,000	菓子（パン及びあん類を含む）を製造する営業
	更新 11,200	
	短期 3,500	
12 アイスクリーム類製造業	新規 14,000	アイスクリームその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業
	更新 11,200	
13 乳製品製造業	新規 21,000	乳製品（アイスクリーム類を除く）及び乳酸菌飲料を製造する営業
	更新 16,800	
14 清涼飲料水製造業	新規 21,000	生乳を使用しない清涼飲料水又は乳製品（飲料に限る）を製造（小分け含む）する営業
	更新 16,800	
15 食肉製品製造業	新規 21,000	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（食肉製品）を製造する営業
	更新 16,800	
16 水産製品製造業	新規 16,000	魚介類その他の水産動物又はその卵を主原料とする食品を製造する営業
	更新 12,800	
17 冰雪製造業	新規 21,000	氷を製造する営業
	更新 16,800	

業種	手数料額 (円)	業の範囲
18 液卵製造業	新規 21,000	鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造（小分け含む）する営業
	更新 16,800	
19 食用油脂製造業	新規 21,000	食用油脂を製造する営業
	更新 16,800	
20 みそ又はしょうゆ製造業	新規 16,000	みそ又はしょうゆを製造する営業
	更新 12,800	
21 酒類製造業	新規 16,000	酒類を製造（小分け含む）する営業
	更新 12,800	
22 豆腐製造業	新規 14,000	豆腐を製造する営業
	更新 11,200	
23 納豆製造業	新規 14,000	納豆を製造する営業
	更新 11,200	
24 麺類製造業	新規 14,000	麺類を製造する営業
	更新 11,200	
25 そうざい製造業	新規 21,000	通常副食物として供される煮物、焼物、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物又はこれらの食品と米飯その他の主食と組み合わせた食品を製造する営業
	更新 16,800	
26 複合型そうざい製造業	新規 28,000	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業
	更新 22,400	
27 冷凍食品製造業	新規 21,000	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業
	更新 16,800	
28 複合型冷凍食品製造業	新規 28,000	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る）を製造する営業
	更新 22,400	
29 漬物製造業	新規 10,000	漬物を製造する営業 ←つけ物製造業（県条例）
	更新 8,000	
30 密封包装食品製造業	新規 16,000	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、常温で保存が可能なものを製造する営業（本表 1～29 の営業を除く）
	更新 12,800	
31 食品の小分け業	新規 10,000	許可を要する製造業において製造された食品（既製品）を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業
	更新 8,000	
32 添加物製造業	新規 21,000	法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物を製造（小分け含む）する営業
	更新 16,800	